

水産総合研究センターによる水産物ストロンチウム調査結果

水産物等に含まれる放射性ストロンチウム等について、水産庁が(独)水産総合研究センターに測定を要請した測定結果を公表します。本測定の対象となった魚種は、骨ごと食べる習慣のあるもの、過去に放射性セシウムが検出されたもの、ストロンチウムの測定に十分な量が確保されているもの、という条件を満たすものです。

(注) 暫定規制値(魚介類、海藻)放射性セシウム: 500ベクレル/kg 放射性ヨウ素: 2000ベクレル/kg

NO.	魚種等	採集地点	採取日	公表日	検査結果(単位:ベクレル/kg)			備考
					ストロンチウム-90	セシウム	ヨウ素131	
4	カタクチイワシ	35° 22' N 140° 54' E	4月14日	6月28日	検出限界未満 (検出下限値:0.04)	7.9	検出限界未満	測定部位はストロンチウムが魚体丸ごと、セシウムとヨウ素が筋肉
3	イカナゴ	36° 23' N 140° 39' E 周辺	4月12日	6月28日	検出限界未満 (検出下限値:0.03)	66	397	測定部位はストロンチウムが魚体丸ごと、セシウムとヨウ素が筋肉
2	イカナゴ	36° 23' N 140° 39' E 周辺	4月8日	6月28日	検出限界未満 (検出下限値:0.02)	81	598	測定部位はストロンチウムが魚体丸ごと、セシウムとヨウ素が筋肉
1	マイワシ	35° 36' N 140° 53' E	4月6日	6月28日	検出限界未満 (検出下限値:0.04)	8.5	4.9	測定部位はストロンチウムが魚体丸ごと、セシウムとヨウ素が筋肉